

第二期市町村子ども・子育て支援事業計画の策定について

「子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）」について、市町村は、「子ども・子育て支援法」に基づき、国が示す基本指針に沿って、5年を1期として定めることとされております。

第一期事業計画（平成27年度～平成31年度）については、「京都市未来こどもはぐくみプラン（平成27年度～平成31年度）」と一体的に策定し、同プランの第9章に位置付けております。

標題の平成32年度を始期とする第二期事業計画については、国からの指示も踏まえ、平成31年度中に以下のとおり策定することしたいと考えております。

1 策定の方向性について

平成32年度を始期とする「子ども若者に係る総合的な計画（以下「新計画」という。）」と一体的に策定する（別紙1参照）

2 計画期間

平成32年（2020年）度～平成36年（2024年）度

3 策定の対象となる事業

各事業の詳細は別紙2参照

事業名（国）	事業名（京都市）
幼児教育・保育	
地域子ども・子育て支援事業	
利用者支援事業	子どもはぐくみ室における相談・支援
延長保育事業	時間外保育事業
一時預かり事業（一般型）	一時預かり事業（保育所型）
一時預かり事業（幼稚園型）	幼稚園における預かり保育
病児保育事業	病児・病後児保育
放課後児童健全育成事業	学童クラブ事業 等
養育支援訪問事業	育児支援家庭訪問事業 育児支援ヘルパー派遣事業
子育て短期支援事業	ショートステイ トワイライトステイ
地域子育て支援拠点事業	児童館事業 つどいの広場事業 保育所拠点事業
子育て援助活動支援事業	ファミリーサポート事業
乳児家庭全戸訪問事業	こんにちは赤ちゃん事業
妊婦に対する健康診査	妊産婦健康診査

4 策定について

(1) 本市における策定の方針

今後の人口の推移や、これまでの利用実績をベースに、新計画策定に係り実施したニーズ調査において確認した各事業の利用ニーズ等を踏まえて策定する。

(2) 策定する事項

- ・ 量の見込み
2024年度までの各年度の事業提供量の見込み
- ・ 確保方策
事業の提供体制の確保及びその内容

(3) 本審議会での審議

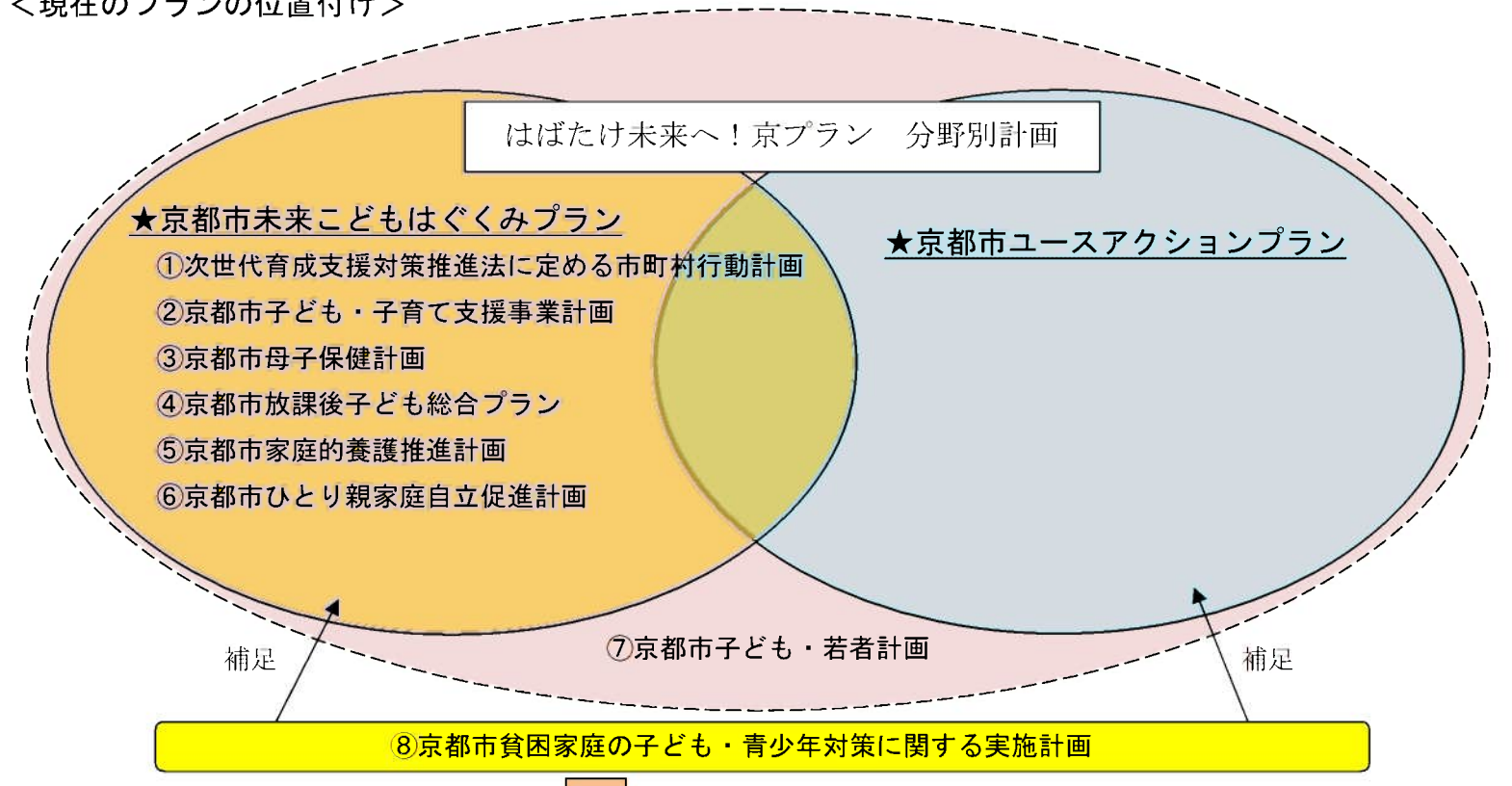
事業ごとに専門的に審議する必要があるため、部会及び共同部会において意見聴取を実施する（各事業の審議を行う部会等は別紙2のとおり）。

5 事業計画策定に係る今後のスケジュール

4月～5月 事業ごとに各部会及び共同部会で審議
※ 期間中に1～2回程度の会議を予定

6月以降 はぐくみ推進審議会全体会議
※ 各部会及び共同部会での検討内容を報告

<現在のプランの位置付け>



<新たに盛り込む計画>

⑨子育て安心プラン

平成29年5月31日
に総理により発表
待機児童解消に係る事
項を記載

⑩障害児福祉計画

平成29年度に策定した
「はぐくみ支え合うま
ち・京都ほほえみプラン」
において、障害児通所支
援等の提供体制の確保目
標や必要な見込み数を掲
載

<新計画の位置付け>

「京都市未来こどもはぐくみプラン」と「はばたけ未来へ！京都市ユースアクションプラン」と同様に「はばたけ未来へ！京プラン」の分野別計画に位置付けると共に、「京都市貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画」や新たに「子育て安心プラン」や「障害児福祉計画」の要素を盛り込んだ計画とし、「都市レジリエンス」の構築及び「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けた取組として推進する。

<新計画に一体的に盛り込む計画>

- ①次世代育成支援対策推進法に定める市町村行動計画
- ②京都市第二期子ども・子育て支援事業計画
- ③京都市母子保健計画
- ④京都市新・放課後子ども総合プラン（後継計画）
- ⑤京都市社会的養育推進計画（後継計画）
- ⑥京都市ひとり親家庭自立促進計画

⑦京都市子ども・若者計画（一体化）

⑧京都市貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画（統合）

⑨子育て安心プラン（追加）

⑩障害児福祉計画（追加）

※ 「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン」に記載する内容と同様の施策を掲載することにより整合を図る。

<新計画と関連する計画>

- ①教育振興基本計画
- ②教育に関する「大綱」

第二期子ども・子育て支援事業計画の対象となる事業一覧

事業名（国）	事業概要	部会
幼児教育・保育	【教育・保育施設】 認定こども園，幼稚園，保育園（所） 【地域型保育事業】 小規模保育事業，家庭的保育事業，居宅訪問型保育事業，事業所内保育事業	幼保推進部会
地域子ども・子育て支援事業		
ア 利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう，身近な実施場所 で情報収集と提供を行い，必要に応じ相談・助言等	幼保推進部会
イ 延長保育事業	11時間（保育所の開所時間）を超えて保育を実施	
ウ 一時預かり事業（一般型）	一時的な保育，保護者の傷病などによる緊急時の保育に対応	
エ 一時預かり事業（幼稚園型）	通常教育時間の前後や長期休業期間中などに預かり保育を実施	
オ 病児保育事業	病氣中・病氣回復期にあり，集団保育が困難な児童を一時的に保育を提供	
カ 放課後児童健全育成事業	授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場	子どもの健全育成推進部会
キ 養育支援訪問事業	養育支援が必要な状態にある家庭に対して，保健師等が家庭訪問を通じて，養育に関する支援を実施	支援を必要とする子どものための部会
ク 子育て短期支援事業	児童を養育している家庭の保護者が，疾病や仕事等の事由によって，家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に，当該児童を児童福祉施設において一定期間養育	
ケ 地域子育て支援拠点事業	子育て親子の交流の場の提供と交流の促進や子育て等に関する相談，地域における親・子の育ちを支援する取組を実施	「乳幼児期の子育て支援」をテーマとした共同部会（※）
コ 子育て援助活動支援事業	育児の援助を受けたい方と育児の援助を行いたい方による育児に関する相互援助活動を支援	子どもの健全育成推進部会
サ 乳児家庭全戸訪問事業	保健師等が生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し，子育てに関する不安や悩みの相談，必要な情報提供等を実施	「乳幼児期の子育て支援」をテーマとした共同部会（※）
シ 妊婦に対する健康診査	妊娠期間中14回の健康診査を，医療機関等に委託して実施	

※ 親子いきいき保健部会，幼保推進部会，子どもの健全育成推進部会を共同開催